

旧山武西小学校跡地利活用に係る事業者募集要項

令和6年11月

山武市

目次

1	旧山武西小学校跡地活用の趣旨	3
2	本募集要項の位置付け	3
3	物件の概要	4
	(1) 名称	4
	(2) 所在地	4
	(3) 交通アクセス.....	4
	(4) 土地	5
	(5) 建物等	6
	(6) 設備	9
	(7) 地域活動等に伴う施設の開放状況等	10
	(8) 投票所の開設.....	10
	(9) 防災拠点としての指定状況.....	10
	(10) ドクターヘリ臨時離発着場の指定状況	10
	(11) 石綿の有無	10
	(12) その他留意事項.....	10
4	利活用事業提案の諸条件	11
	(1) 参加資格要件.....	11
	(2) 提案に関する条件	12
	(3) 貸付条件.....	12
5	利活用上の制約等	14
	(1) 既存施設の改修等に係る事前協議・届出.....	14
	(2) 地域住民等との関係.....	14
	(3) 法的制限等	14
	(4) その他	15
	(5) 契約に関する事項	16
6	応募の手続	18
	(1) 募集要項の配布	18
	(2) スケジュール.....	18
	(3) 現地見学会および見学対応について	18
	(4) 図面等の貸与.....	19
	(5) 質問及び回答.....	19
	(6) 信用調査.....	19

7	参加申込及び応募書類の提出	20
(1)	提出書類と期限等	20
(2)	応募書類の編綴	21
(3)	応募書類の提出方法	21
(4)	応募書類に使用する言語等について	21
(5)	応募書類の差替えについて	21
(6)	応募書類の返却について	21
(7)	その他	22
8	審査に関する事項	23
(1)	一次審査（書類審査）	23
(2)	二次審査（プレゼンテーション審査）	23
(3)	審査結果の公表	23
(4)	審査会委員の構成	24
9	地域説明会	24
10	失格事項	24
11	辞退について	24
12	その他	24
13	事務局・問合せ先	24

1 旧山武西小学校跡地活用の趣旨

本市では令和3年3月末をもって廃校となった旧山武西小学校の土地・建物を有効に活用し、地域の活性化やコミュニティ機能の維持を図るため、現存する校舎や校庭を効果的に活用する事業者を幅広く募集します。

2 本募集要項の位置付け

本募集要項は、旧山武西小学校跡地活用事業を実施する事業者を選定するにあたって公表するものであり、本事業への提案参加を希望する事業者においては、本募集要項の内容を踏まえて、公募に必要な応募書類等を提出していただくこととなります。

募集要項の別添資料は、募集要項と一体のもの（以下、これらを総称して「募集要項等」という。）とします。

なお、本募集要項等と本募集要項等に関する質問書に対する回答書に相違がある場合は、その回答書を優先します。

事業の優先交渉権者の決定にあたっては、公募型プロポーザル方式により選定し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とします。

優先交渉権者は、地域説明会等を実施した後に市との間で、協定及び貸借契約の締結等、必要な手続を行い、事業に着手するものとします。

3 物件の概要

(1) 名称

旧山武西小学校

(2) 所在地

山武市大木 13 番地

(3) 交通アクセス

成田国際空港から最短約 20km 車で約 35 分

圏央道 山武成東 IC から約 6 km 車で約 9 分

JR 総武本線 日向駅から約 3 km 車で約 6 分

JR 総武本線/東金線 成東駅から約 9 km 車で約 17 分



(4) 土地

1 対象面積

37,934.39 m²

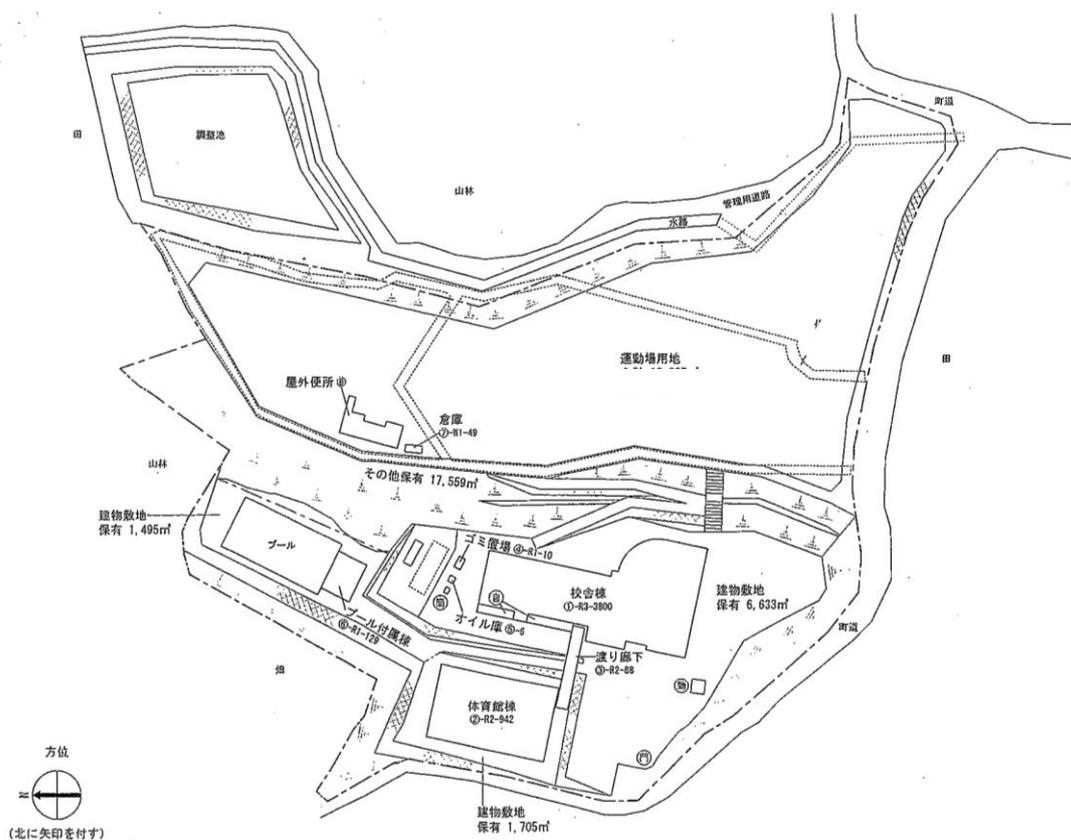
2 概要

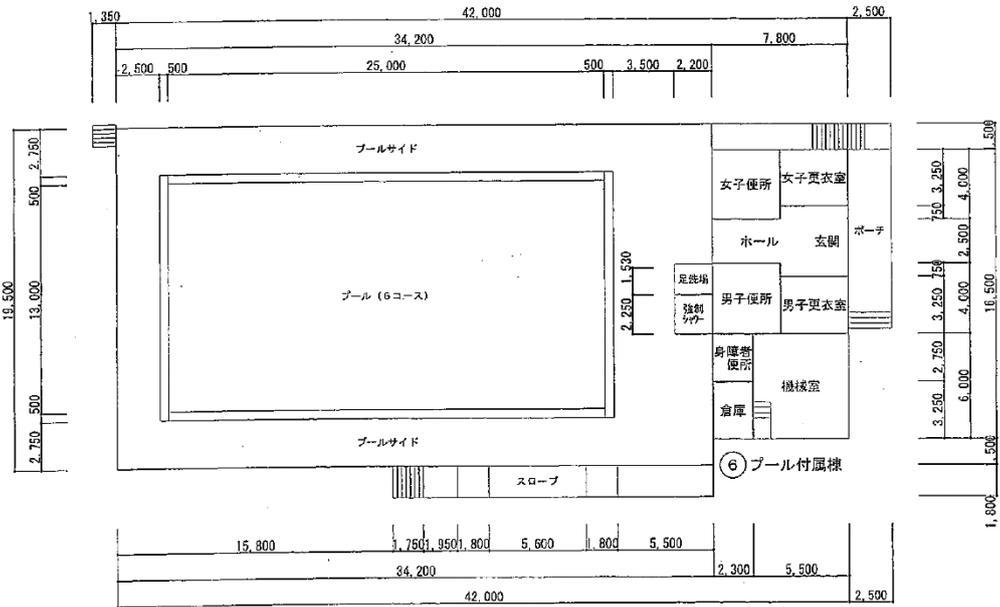
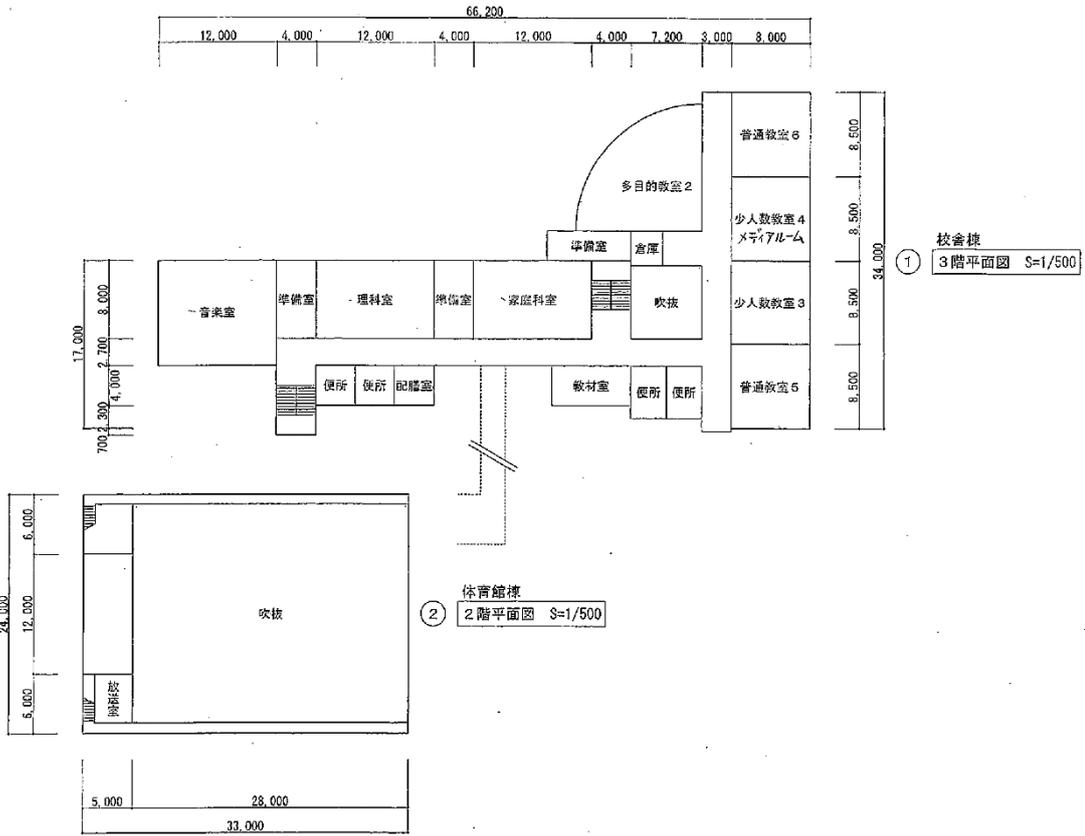
用途地域	無指定地域（非線引都市計画区域）
接面道路状況	南側：5.3m ※最狭部 市道
埋設物	地下埋設物（水道管、排水管、消火管、ガス管、電気ケーブル、合併浄化槽）有り
埋蔵文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当します。したがって、土木工事を行う場合、同条に基づく届出が必要となります。それにより、試掘調査が必要とされたときは、費用を負担いただく場合があります。
土壌汚染	・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条に基づく「要措置区域」及び同法第 11 条に基づく「形質変更時要届出区域」には指定されていません。
排水規制	・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく特定施設に該当する場合は届出が必要となります。 ・ 千葉県環境保全条例（平成 7 年条例第 3 号）に基づく特定施設に該当する場合は届出が必要となります。

(5) 建物等

種別	構造	階数	延床面積	建築年月
校舎	RC※一部S	3	3,822 m ²	平成 10 年 2 月竣工
体育館	RC※一部S	2	942 m ²	平成 10 年 2 月竣工
渡り廊下	S	2	88 m ²	平成 10 年 2 月竣工
ゴミ置場	RC	1	10 m ²	平成 10 年 2 月竣工
オイル庫	RC	1	6 m ²	平成 10 年 2 月竣工
プール			325 m ²	平成 11 年 3 月竣工
プール付属棟	RC	1	129 m ²	平成 11 年 3 月竣工
倉庫	W	1	49 m ²	平成 11 年 3 月竣工
トイレ	W	1	42 m ²	平成 16 年 9 月竣工

【建物等配置図】





(6) 設備

1 以下の設備についての詳細は現地又は図面等により確認してください。

名称	設置状況、規格等	備考
電気	高圧電力、キュービクル1基 容量：225kVA	※定期点検の結果、指摘事項があります。 また、交換推奨時期経過等の理由により、交換の必要が生じた場合、借主の負担にて実施となります。
給水	市営水道※平成14年から 井戸ポンプ 150L/分 3.7kw 60MH 揚水ポンプ 210L/分 3.7kw 35MH 受水槽 30t、高架水槽 9t (呼称容量)	
汚水処理	合井接触ばっ気 190人槽	
雨水処理	雨水調整施設等なし	
ガス	プロパンガス	閉校後、長期間未使用により動作未確認となります。
給湯器	保健室1基、特別支援学級1基、家庭 科室1基	閉校後、長期間未使用により動作未確認となります。
空調設備	冷暖房完備※一部未設置箇所あり	一部、動作エラー箇所があり修理が必要な場合は借主の負担で実施となります。
消防設備	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報 知設備、排煙装置、非常放送設備、誘 導灯	交換等の必要が生じた場合、借主の責任にて実施となります。
通信設備	電話回線、光回線	閉校後、長期間未使用により動作未確認となります。
機械警備	設置済	現在も警備を継続しています。

(7) 地域活動等に伴う施設の開放状況等

1 地域活動

例年、地区の総会が開催されるため、学校の一部を開放しています。また、地域のまちづくり協議会が備品保管のため、学校敷地内に倉庫を設置しています。

2 地域行事

例年 7 月頃、地域の夏祭りが開催されるため、準備期間を含め、3 日間程度運動場及び体育館を開放しています。

(8) 投票所の開設

公職選挙法に基づく選挙が行われる際には投票所として利用されます。また、投票所開設用の物品が保管されています。

(9) 防災拠点としての指定状況

旧山武西小学校は、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。災害時には、指定緊急避難場所及び指定避難所として一般開放してください。

また、敷地内に防災備蓄倉庫と防災行政無線が設置されています。

(10) ドクターヘリ臨時離発着場の指定状況

旧山武西小学校は、ドクターヘリ臨時離発着場に指定されています。

(11) 石綿の有無

特定建築物調査定期報告においては石綿の含有について報告されていませんが、改修を行う際は、念のため含有の有無について調査を実施することを推奨します。

含有が認められた場合、借主の負担にて対応することとします。

(12) その他留意事項

敷地内に設置されている建築物において一部建築確認申請及び検査を行っていない物があります。改修にあたり、建築確認申請等を必要とする場合は貸主の責任と負担で行って頂くこととなります。

また、校庭に暗渠排水が設置されております。利用にあたっては留意して頂く必要があります。

4 利活用事業提案の諸条件

(1) 参加資格要件

参加資格要件は次のとおりとします。

- 1 優先交渉権者を決定する日までに、山武市建設工事等請負業者指名停止措置要領及び山武市建設工事等暴力団排除措置要綱の規定による指名停止措置または指名除外措置を受けていない者。
- 2 山武市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等を構成員に含まない者。
- 3 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- 4 本募集要項の募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していない者。
- 5 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は優先交渉権者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続終結の決定がされていない者。
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続終結の決定がされていない者。
- 6 応募者は、事業者として土地・建物の賃貸借を行う者で、提案施設の事業期間中に継続した運営ができる十分な経営能力と優れた企画力を有する法人（以下、「応募法人」という。）若しくは複数の法人で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）又は本事業の実施にあたり法人格を取得する予定の団体であること。
- 7 応募グループで申し込む場合には、代表となる法人を定めること。
- 8 一つの法人が複数の応募をすることはできない。応募グループの場合も一法人とみなし、一つの提案を行うものとする。
- 9 応募法人及び応募グループの構成員又は協力企業は、本事業に係る他の応募グループの構成員又は協力企業になることはできない。

(2) 提案に関する条件

提案に関する条件は次のとおりとします。

- 1 応募者が、施設の改修計画を立て、整備・維持管理し、事業を運営する提案であること。
- 2 事業の継続性が高いこと。
- 3 産業振興や福祉の向上、雇用促進、その他住民サービスの向上等、地域活性化に資する事業であること。
- 4 特定の政治活動又は宗教活動の用に供する事業でないこと。
- 5 近隣の住宅に十分配慮すること。
- 6 施設計画及び運営に関して、環境、福祉、防災、防犯等に配慮した計画であること。
- 7 事業所の開所及び施設の改修・運営にあたっては、都市計画法や建築基準法、消防法等の関係法令、条例等を遵守すること。

(3) 貸付条件

区分	内容
貸付者（所有権者）	山武市
対象施設	校舎、体育館、倉庫、プール及び土地
契約の種類	土地：賃貸借契約 建物：使用貸借契約
貸付期間	貸付期間は、貸付開始日から令和 17 年 6 月 30 日までとします。ただし、市及び事業者の両者が承諾した場合、改めて契約を締結することで更新することができるものとします。
貸付面積	土地：37,934.39 m ² 建物：5,088 m ² （施設台帳面積）
貸付対象面積	上記貸付面積の全部とします。一部（部分）貸付は不可とします。
貸付料	建物については、無償とすることを想定しています。 土地については、市が定める基準額を最低価格として、事業者が提案する価格を基に決定します。 建物及び土地を無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることについては、条例の適用を受ける場合を除くほか、地方自治法第 96 条第 6 項に基づく山武市議会の議決が必要になることから、貸付料確定及び契約については議決後となります。なお、市議会で議決が得られないときは、契約を締結することはできません。
貸付料基準額	・ 令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで 月額 398,318 円 ・ 令和 10 年 7 月 1 日から令和 17 年 6 月 30 日まで 月額 531,090 円 ※固定資産税評価額の近傍類似価格 6,400 円/m ²

区分	内容
引き渡しの状況	現況での引き渡しを基本とします。
契約不適合責任	貸付物件について契約不適合部分（「目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分のこと」をいう。以下同じ。）の存在が明らかになった場合であっても、市は貸主としての契約不適合責任を負いません。
貸付契約において事業者が負担する費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 協定及び契約に要する費用 2 建物等の修繕、更新、改修に係る工事や用途変更に係る費用 3 光熱水費及び通信費（初年度は引き渡し日以降） 4 各種検査等にかかる費用（簡易専用水道検査、貯水槽水質検査、浄化槽法定検査、消防設備保守点検、電気保安管理業務等） 5 各種清掃等にかかる費用（建物の清掃、高圧受変電設備清掃、貯水槽清掃、浄化槽管理清掃、草刈等） 6 機械警備に係る費用 7 建物保険料 8 事業期間中における破損等に係る修繕費用 9 敷地内（法面含む）の樹木等の維持管理に要する費用 10 原状回復に係る費用

5 利活用上の制約等

(1) 既存施設の改修等に係る事前協議・届出

既存施設の改修並びに敷地内への新たな建物又は工作物の設置を行う場合は、事前に市と協議のうえ市に届け出をしてください。

(2) 地域住民等との関係

応募者は、下記に記載する内容を遵守してください。

- 1 近隣の住宅に十分配慮すること。
- 2 まちづくり協議会など地域住民の活動に十分配慮すること。
- 3 山武市景観条例及び規則に基づき、良好な景観の形成に努めること。
- 4 地域環境に与える影響（日影、光害、風害、電波障害、騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に十分配慮すること。
- 5 事業実施に当たっての事前説明等、地域住民等に対しては誠実に対応し、円滑な環境の構築を図ること。

(3) 法的制限等

1 都市計画法上の制限

旧山武西小学校は都市計画法上の「区域区分が定められていない都市計画区域（非線引都市計画区域）」に立地しています。用途地域の指定等の制限はありません。

2 構造上の制限

壁や床スラブに開口を設ける等、本施設の構造に重大な影響を与えるような改造工事を行うことはできません。ただし、構造上の問題を生じさせない場合においては、その限りではありませんので、施工内容について事前に市と協議してください。

3 供給処理

下記の（ア）～（エ）について、改修を行う場合は事前に市と協議してください。

（ア）上水

建築物の用途変更の際して、水道工事を行う場合は事業者自らの責任と費用負担により行ってください。

（イ）下水

校舎、体育館の汚水処理については合併処理浄化槽により処理をしています。建築物の用途変更の際しては、事業用途や汚水処理量に応じた合併浄化槽の増設等、事業者の責任と費用負担により行っていただく必要があります。

（ウ）電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、供給事業者と協議の上、事業者自らの責任と費用負担により行ってください。

(エ) ガス

火気の使用に関しては、使用量に応じて消防法に基づき届け出が必要となります。詳細は山武郡市広域行政組合消防本部に確認してください。本施設は、都市ガスの供給エリア外に立地しています。プロパンガスの使用については、ガス事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者を確認してください。

4 地中障害物等

事業の支障となる地中障害物等が存在した場合は、関係法令等を遵守し、事業者自らの責任と費用負担で撤去することとします。

5 埋蔵文化財調査

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当します。したがって、土木工事を行う場合、同条に基づく届出が必要となります。それにより、試掘調査が必要とされたときは、費用を負担いただく場合があります。

6 石綿及びP C Bの処置

特定建築物調査定期報告においては石綿の含有について報告されていませんが、改修を行う際は、念のため含有の有無について調査を実施することを推奨します。P C B使用電気機器の設置状況調査の結果、設置されていないと報告されております。

7 看板等の設置や景観への配慮について

看板等を設置する場合、あるいは既存建物の外観の変更を行う場合は、千葉県屋外広告物条例、山武市景観条例に適合する必要があります。

なお、施工前に市と協議してください。

(4) その他

1 敷地内の立木及び記念碑について

敷地内の記念碑や記念樹をなるべく残すような活用方法とし、移設する場合は市と事前に協議してください。

なお、移設費用及び原状回復費用は事業者にご負担していただきます。

2 問合せ先について（まずは No.1 にお問い合わせください。）

No.	内容	担当課	電話番号
1	本事業の総合的事項に関して	山武市企画政策課	0475-80-1131
2	開発許可に関して	山武市都市整備課	0475-80-1191
3	建築基準法に関して	山武市都市整備課	0475-80-1191
4	景観に関して	山武市都市整備課	0475-80-1191
5	消防法に関して	山武郡市広域行政組合 消防本部予防課	0475-52-8754
6	水道施設に関して	山武市水道課	0475-89-3647

3 その他

関係法令や条例等による制約は、本要項に記載する限りではありません。事業者

の責任において、適宜、関係法令を所管する窓口に相談・確認していただき、適法となるように提案事業の検討を行ってください。

(5) 契約に関する事項

市と事業者が締結する基本協定及び土地・建物の貸付けに係る契約の主な内容を以下に記載します。

1 基本協定

- (ア) 市は、市及び事業者の双方の協議事項、権利義務等についての基本的事項を定めることを目的に、優先交渉権者と基本協定を締結します。
- (イ) 応募法人が優先交渉権者に選定された場合は、当該応募法人を契約当事者とします。
- (ウ) 優先交渉権者と基本協定を締結できない場合は、次点交渉権者と協定締結の交渉を行います。
- (エ) 基本協定の締結前に優先交渉権者は市が開催する地域説明会に出席し、事業概要等の説明を行い、地域住民の理解を得ることとします。
- (オ) 協定上の地位を第三者に譲渡することはできません。
- (カ) 基本協定書により、市及び事業者は、協議を行い、募集要項等及び提案事業の趣旨に反しない限りにおいて合意により本事業の実施に関し、必要な事項（以下、「追加合意事項」という。）を定めることができます。なお、追加合意事項は市及び事業者が作成する文書によらなければその効力が発生しないものとします。

2 土地・建物の貸付けに係る契約

- (ア) 市は、事業者による手続等の完了後、応募書類内容、基本協定、基本協定書に基づく追加合意事項に基づき速やかに、事業者と土地・建物の貸付けに係る契約を締結するものとします。
- (イ) 建物及び土地を無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることについては、条例の適用を受ける場合を除くほか、地方自治法第96条第6項に基づく山武市議会の議決が必要になることから、貸付料確定及び契約については議決後となります。
- (ウ) 優先交渉者と土地・建物の貸付けに係る契約を締結できない場合は、次点交渉権者との交渉を行います。

3 契約の解除等

(ア) 事業者の債務不履行等による場合

市が次の事由に該当すると認めるときは基本協定を解除し、土地・建物の貸付けに係る契約を締結しない、又は既に締結したこれらの契約を解除することができるものとします。

- (a) 事業者が資格を偽る等不正な行為により本対象地を借り受けたとき。
- (b) 事業者が契約に定める義務を履行しないとき。
- (c) 事業者が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくはこれに類する法的倒産処理手続の申し立てを受け、又はこれを自

ら申し立てたとき。

- (d) 営業譲渡の決議がされたとき、強制執行の申立て、競売申立て、仮処分
の申立てを受けたとき。
- (e) その他、市が事業者として相応しくないと判断したとき。

なお、(a)～(e)により市が基本協定及び土地・建物の貸付けに係る契約締結を解除し、市に損害が生じたときは、事業者はその損害を賠償しなければならない。

(イ) 不可抗力又は法令改正による場合

不可抗力又は法令改正により、長期にわたる事業停止等が生じ又は事業実施に過大な追加費用が発生する等事業の継続が困難であると認めるときは基本協定を解除し、土地・建物の貸付けに係る契約を締結しない、又は既に締結したこれらの契約を解除することができるものとします。

6 応募の手続

(1) 募集要項の配布

本要項は令和7年11月22日（金）から本市ホームページでダウンロードできます。

（URL：<https://www.city.sammulg.jp/>）

(2) スケジュール

内容	日程
募集要項等の配布 (ホームページからダウンロード)	令和6年11月22日（金）～
現地見学会 ※希望事業者がない場合は未開催。	令和6年12月10日（火）10時00分～12時00分
現地見学会 参加申込	令和6年11月22日（金）～ 令和6年12月3日（火）17時00分まで
質問書の受付	令和6年11月22日（金）～ 令和7年1月8日（水）17時00分まで
プロポーザル参加申込	令和6年11月22日（金）～ 令和7年1月8日（水）17時00分まで
応募書類の受付	令和6年11月22日（金）～ 令和7年1月24日（金）17時00分まで
一次審査（書類審査・参加資格確認） ※一次審査を実施しない場合もあります。	令和7年1月27日（月）～ 令和7年1月31日（金）
二次審査 (プレゼンテーション審査)	令和7年2月6日（木） ※予備日 令和7年2月7日（金）
優先交渉権者の決定通知発送	令和7年2月中旬頃

(3) 現地見学会および見学対応について

1 現地見学会

現地見学会を令和6年12月10日（火）に開催します。

参加申し込みは、様式集の「現地見学会参加申込書【様式1】」に必要事項を記入し、事務局（kikakuseisaku@city.sammulg.jp）にEメールでお申し込みください。申込期限は令和6年12月3日（火）17時00分までとなります。

現地見学会は任意参加とし、審査に影響するものではありません。なお、開催については現地集合・現地解散となります。

2 見学対応について

上記の現地見学会に参加できない場合でも随時見学対応をいたします。

希望される場合は事務局までEメールもしくは電話にてご連絡ください。なお、事務局の都合により、ご希望日等にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(4) 図面等の貸与

設計技術者向けの参考図面等の貸与について、随時受け付けします。「参考図面等貸与申請書【様式2】」に記載された条件に同意のうえ、必要事項を記入し、事務局へ提出してください。図面等は、1部しかないものが大半となりますので、貸与した日の翌々開庁日の17時00分までに返却してください。なお、図面等の複写については、本事業への活用に限り認めます。

(5) 質問及び回答

令和6年11月22日(金)～令和7年1月8日(水)までを質問受付期間とします。質問書【様式9】による質問のみ受け付けます。質問書は、Eメールで事務局へ送付してください。電話や窓口での質疑には応じられませんので、ご了承ください。

質問に対する回答は令和7年1月20日(月)頃までに本市ホームページで公表します。回答の公表をもって、本要項の修正又は追加として、本要項と同様に扱うものとします。受付期間中であっても、整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問は原文のまま公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。質問者の所属氏名等は公表しません。また、単なる意見の表明と解されるものについては回答しないことがあります。

(6) 信用調査

参加申込を受け付け次第、経営状況等を分析するために業務委託による信用調査を実施します。決算書の提出等、受託業者から調査への協力依頼がありますので、円滑な調査にご協力ください。

(7) プロポーザル参加申込

本プロポーザルの参加申し込みは、様式集の「参加表明書【様式3】」に必要事項を記入し、事務局(kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp)にEメール(開封確認を付して)で提出してください。

また、Eメール送信後、開封通知が届かない場合は、受付期間内に電話にて受信の確認を行ってください。

申込期限は令和7年1月8日(水)17時00分までとなります。

なお、本参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、様式集の「参加辞退届【様式10】」に必要事項を記入し、同様に事務局にEメールで提出ください。

7 参加申込及び応募書類の提出

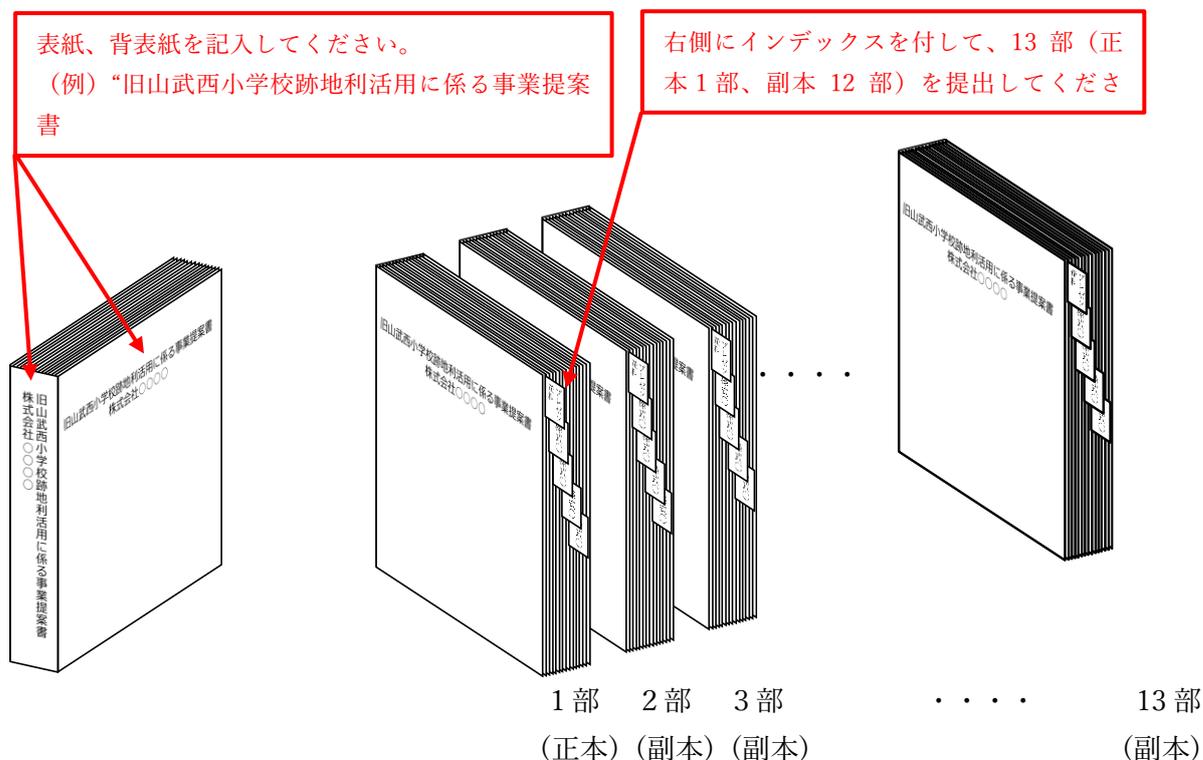
(1) 提出書類と期限等

下記の提出期限は**必着**です。期限日時以降の提出はお受けができませんのでご了承ください。その他必要と認める場合には、下記以外の書類等の提出を求める場合があります。

提出書類	提出部数	提出期限
1 説明会・現地見学会への参加申し込み		
【様式1】現地見学会参加申込書	1部	12月3日(火)
2 参考図面等の貸与		
【様式2】参考図面等貸与申請書	1部	随時
3 プロポーザルへの参加申し込み(応募の参加表明)		
【様式3】参加表明書	1部	1月8日(水)
4 提案書類		
【様式4】事業者概要書 添付書類 ・定款、規約、会則その他これらに類する書類の写し ・団体等紹介パンフレット等 ・国税、都道府県税、市町村税の納税証明書等 ^{※1} (発行後3か月以内の原本) ・法人登記履歴事項全部証明書(発行後3か月以内の原本) ・決算書(直近3期分の財務三表 ^{※2})の写し ※1 補足資料「納税証明書等について」をご確認ください。 ※2 ただし、キャッシュフロー計算書については作成している場合のみ写しを添付してください。 【様式5】企画提案書(その1) 【様式6】企画提案書(その2) 【様式7】資金計画書 【様式8】借受希望価格書	各13部 (正本1部、 副本12部) CD-R 1枚 グループ応募 の場合、 【様式4】 について各事業者 分の書類	1月24日(金)
5 提案書類(プレゼンテーション資料)		
【様式自由】プレゼンテーション資料 (プロジェクトを使用する場合はスライド資料と同じ内容のものとします。)	13部 CD-R 1枚	1月24日(金)

(2) 応募書類の編綴

提案書類はプレゼンテーション資料を一番手前に、その後ろに【様式4】～【様式8】の順番でファイルに綴じてください。ファイルは1部ずつ右側にインデックス（「プレゼンテーション資料」、「様式4」～「様式8」）を付して13部（正本1部、副本12部）を提出してください。



(3) 応募書類の提出方法

担当窓口（山武市役所本庁2階企画政策課地域構想推進係）まで持参又は郵送とします。郵送する場合は配達証明付書留郵便とし、受付期限までに**必着**とします。郵送の場合には事前に郵送提出の旨を事務局まで連絡してください。

(4) 応募書類に使用する言語等について

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位としてください。

(5) 応募書類の差替えについて

応募書類提出後の内容変更及び差替えは原則として認めません。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び差替えを認めることがあります。

(6) 応募書類の返却について

提出された応募書類等は、返却しないものとします。

また、本募集が終了した後についても取り扱いは市に帰属するものとなります。

(7) その他

1 応募者の複数提案の禁止

一応募者につき一提案とします。

2 費用の負担

応募に必要な書類の作成、提出書類の取得等、一切の費用は応募者の負担とします。

3 本市が提供する資料等の取扱い

本市が提供する資料等は、本応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

4 応募書類、その他応募者から提出された書類の取扱い

応募書類、その他応募者から提出された書類（以下、「応募書類等」という。）の著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類等の内容等については、審査結果の公表において、本市が必要と認める範囲で公表できるものとします。

また、山武市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、原則として、全ての提出書類を開示します。ただし、応募者の権利、競争上の地位その他応募者の権利利益を害すると認められる等の理由により非開示情報に該当する情報を除きます。

5 参加表明書の提出を以って、応募書類では確認できない税目について、市が納税状況の調査を行うことを承諾したものとします。

8 審査に関する事項

(1) 一次審査（書類審査）

応募のあった事業者の運営状況等、本募集の参加資格要件を確認のため一次審査を行う場合があります。

なお、一次審査の結果については、応募者全員に対し、電話又はEメールにて通知します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

1 審査方法

プレゼンテーションによる審査を行います。

提案事業の評価は、選定審査会が行います。提案者のプレゼンテーションについて、各審査会委員が別紙「審査項目一覧」に基づいて点数評価したものを合計し、以下のア及びイのいずれも満たす者を優先交渉権者とし、ア及びウのいずれも満たす者を次点交渉権者とします。

(ア) 合計得点が、以下の式を満たしている者。

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点} \times \text{審査会委員の人数} \times 50/100$$

(イ) 合計得点が最も高い者。

(ウ) 合計得点が二番目に高い者。

また、評価の結果、上述の優先交渉権者又は次点交渉権者の要件に該当する者が複数あった場合には、選定審査会の協議により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

なお、選定審査会において、提出された提案が適格でないと判断した場合には、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない場合があります。

2 実施方法

プレゼンテーションの実施方法等については、次のとおりとします。

(ア) プレゼンテーションは提出した応募書類または応募書類提出時に合わせて提出したデータに基づき実施する。

(イ) プレゼンテーションの時間は、1応募者あたり30分程度とする。

(ウ) プレゼンテーションの実施終了後、30分程度の質疑応答時間を設ける。

(エ) プレゼンテーション会場への入場者については、発表者3名以内、関係者傍聴席4名以内とする。なお、入場の前に受付名簿に入場者の氏名を記入するものとする。

(オ) プレゼンテーションに必要なスクリーン、プロジェクタおよびHDMIケーブル（タイプA）の機器類は、本市で用意する。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、市のホームページで公表するほか、プレゼンテーション審査の参加者に対して、郵送で通知します。

なお、評価の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。

(4) 審査会委員の構成

審査会の委員は、市職員 9 名とします。

9 地域説明会

優先交渉権者は、後日、提案事業の内容について地域住民等への説明会を開催するものとします。開催日時及び場所等については、市と協議のうえ決定します。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出書類等が本要項の記載方法及び提出方法等に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合
- (4) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

11 辞退について

「参加表明書【様式 3】」の提出後に辞退する場合は、「参加辞退届【様式 10】」に辞退の理由を明記し、令和 7 年 1 月 24 日（金）17 時 00 分（必着）までに事務局に提出してください。提出方法は、郵送又は E メールでの送付とします。

なお、提出の際は事前に事務局まで電話にてご連絡ください。

12 その他

- (1) 本事業提案への参加に必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提案事業等の内容については、公表する場合があります。
- (3) 市の総合計画や統計資料など市政に関する各種資料については、市のホームページ (<https://www.city.sammu.lg.jp/>) などをご活用ください。
- (4) 優先交渉権者等に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。
- (5) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従ってください。

13 事務局・問合せ先

山武市 総合政策部 企画政策課 地域構想推進係

〒289-1392 山武市殿台 296 番地

TEL：0475-80-1130 FAX：0475-82-2107

E-mail：kikakuseisaku@city.sammu.lg.jp